

令和2年度 第3回酒田市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

日 時：令和3年2月9日（火）午後1時30分～午後2時27分

場 所：市役所3階 第一・二委員会室

出席委員：阿波由紀委員、池田賢委員、三浦由美委員、石黒まさ子委員、菅原貴子委員
尾形浩委員、富樫正幸委員、堀緑委員、阿部建治委員、桐澤聡委員、原田勇
委員、阿部公一委員

市 側：副市長、健康福祉部長、税務課長、納税課長、市民課長、健康課長、
介護保険課長、国保年金課長、国保担当職員

会議録署名委員：池田賢委員、菅原貴子委員

協議案件

- （1）令和2年度国民健康保険特別会計3月補正予算（案）の概要について
- （2）令和2年度国民健康保険税収納状況について

報告案件

- （1）特定健診等実施計画及びデータヘルス計画の中間評価について
- （2）オンライン資格確認の状況及び市町村事務処理標準システム導入への対応
について
- （3）70歳以上世帯の高額療養費支給申請手続きの簡素化について

【1 開 会】

【2 会議録署名委員の指名】

【3 市長あいさつ】

【4 協議案件】

「会 長」

4の協議案件に入ります。

「（1）令和2年度酒田市国民健康保険特別会計3月補正予算（案）について」、
事務局より説明をお願いします。

「国保係長」（資料に基づき説明）

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

(な し)

「会 長」

ないようですので、次に進みます。

「(2)令和2年度酒田市国民健康保険税収納状況について」、説明をお願いします。
納税課長。

「納税課長」(資料に基づき説明)

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

「A委員」

スマートフォン決済は今年の5月に導入したと聞き取ったんですが、まだ実施して
いなくて、今年の4月から実施するというのでしょうか。

「納税課長」

ラインのスマホ決済は今年の5月から導入していますが、利用者が多くないことも
あり、今年の4月からペイペイも追加で導入する予定ということです。

「A委員」

ラインの請求書払いはそれほど多く利用されていないということでしたが、若い方
だけでなく年配の方も一度利用方法を覚えたらペイペイの支払いも便利だとい
うことで利用するかもしれませんし、ペイペイの利用を促進するための戦略とか
広報教育は重要だと思いますので、何か考えがあれば教えていただきたい。

「納税課長」

今回のペイペイの追加導入については、国保税と市税だけでなく各種保険料も含
めて利用できるようになることから納税課でPRしていきます。スマホ決済を一度
でも利用したことがあればメニュー画面に「請求書払い」という項目があります
ので、それを押していただき、バーコードをスマホで読むだけで納付ができま
す。国保税に限らず水道料金も含めてスマホ決済ができるようになりますので、
酒田市全体で進めていきたいと思っています。

「B委員」

酒田市でペイペイ30%還元キャンペーンをやった時に、高齢者もスマートフォン
は持っているけれども使い方がわからないとか、不公平じゃないかといった話が結構

聞こえてきたので、わからない人にわかるように説明していただいて、使えるようにする配慮が必要なのではないでしょうか。

「納税課長」

問い合わせがあった場合は丁寧に説明していきたいと思っています。ラインペイでの支払いの実績を見ても若い人だけでなく50代や60代の方も利用しており、必ずしも若い方に偏っているということはありません。ペイペイ側でボーナスポイントを付与していますので、そういったことも含めてPRしていきたいと思っています。

「C委員」

私もペイペイを使っていますが、年を取ると銀行口座を登録すると悪用されたりしないか凄く不安なんです。私の場合は電話料金と一緒に引かれるんですが、ペイペイを登録する時に銀行口座を書かなくてもいいので凄くいいと話題になったんですが、アクセスしてもなかなか繋がらないので、現金をチャージしようと思ってコンビニに行ってみたら行列が続いていて、やっと順番が来てやってみたんですがチャージできなかったんです。

わざわざコンビニに行って現金をチャージしないと使えないのは面倒くさいので、それだったら納付書を持って行ってコンビニで払ったほうがいいと思います。若い人と違って年がいったらパスワードとかID番号とかすぐ忘れるんです。スマホ決済をやるのであれば、現金のチャージの仕方とか口座を登録しても本当に悪用されないのかといったことを教えてもらえれば安心できるんです。

「納税課長」

スマホ会社でもスマホの使い方の講習会をやっているんですが、今は新型コロナの影響で人を集めての講習会をためらっているようです。スマホ決済については不正引き出し問題が発生し、現在もセキュリティーが100%保たれている状況ではないようです。口座を紐づけするのが嫌な方はコンビニで納めていただくこともできますが、徐々に解決していくものと思っています。引き続き、スマホ会社から進捗状況を確認しながら対応していきたいと思っています。

「会 長」

他にございませんか。

(な し)

【5 報告案件】

「会 長」

ないようですので、次に進みます。5の報告案件に入ります。

「(1) 特定健診等実施計画及びデータヘルス計画の中間評価について」、事務局より説明をお願いします。

「国保係長」（資料に基づき説明）

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

（ な し ）

「会 長」

ないようですので、次に進みます。

「(2)オンライン資格確認の状況及び市町村事務処理標準システム導入への対応について」、事務局より説明をお願いします。

「国保係調整主任」（資料に基づき説明）

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

（ な し ）

「会 長」

ないようですので、次に進みます。

「(3) 70歳以上世帯の高額療養費支給申請手続きの簡素化について」、事務局より説明をお願いします。

「国保年金課長補佐」（資料に基づき説明）

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

（ な し ）

【6 その他】

「会 長」

ないようですので、次に進みます。

6のその他ですが、事務局から何かございませんか。国保年金課長。

「国保年金課長」

私からひとつ連絡がございます。8月と11月の2回に渡り、本協議会の運営等について委員の皆様から議論をいただきましたが、本協議会については、既に開催の日時、予定案件、資料をホームページに掲載しています。11月24日の会議録についても会議録署名委員から確認していただき、既にホームページにアップしていま

すので、興味のある方はご覧いただければと思います。以上です。

「会長」

その他、委員の皆さんから何かございませんか。

「A委員」

3月1日に、もう一度、国保運営協議会を開催して、令和3年度からの保険税負担を決めるということなので、その時に意見を言っても遅いと思うので、今回の資料を見せていただき、令和2年度の税率改正では、毎年約2億3千万円の基金を活用して前年度比で一人当たり11,357円、9.78%下げることができたわけですが、その時の令和2年度の基金残高は19億8,086万3千円だったのが、1年経って21億9,786万円と約2億円増えていることから、令和3年度は4億円位、一気に税負担を下げるのかわかりませんが、一人当たり税額の負担を平均的に下げていくのか、それとも特定の世帯、例えば所得の低い世帯とか、あるいは副市長がおっしゃった令和4年度から始まる未就学児の軽減措置を財源があるなら先行的にやってみるとか何か特定の方法があるのか、応能負担の所得割を下げるとか応益負担を下げていくとか、今の段階で考えがあるのであれば、お聞かせいただきたい。

「国保年金課長」

令和4年度からの未就学児の均等割の軽減については、国が全国的に行う制度なので国が減収分の財源を出すことになっています。特定の世帯に対してということについては、国保は以前から所得の低い世帯に対して7割・5割・2割という法律で定められた軽減制度がありますので、減収になった場合は国で財政支援を行うことになっています。

対象を考えて税率を検討するのかということについては、国保税は基本的に一年間にかかる費用から、国県からの公費を差し引いた残りを加入者で按分することになっており、一般的な世帯であれば所得割は10%ですが、所得の低い特定の世帯だけ所得割を5%にするとか、そういったことは致しかねる制度ですので、ご了解いただきたいと思います。

割合については応能割と応益割に分かれており、応能割が所得割で、応能と応益が50対50となっています。また、応益部分の被保険者一人当たりと一世帯当たりの割合については、県で定めている国保の運営方針に35対15という基本的な線がありますので、その線で算定したいと思っています。どんな結果になるかは、今後推計してみないとわからないということです。

「A委員」

そうすると、一人当たりの税額を平均的に下げていくということで、引き下げる額の見通しは一万円位でしょうか。

「国保年金課長」

基金をいくら活用するかで変わりますので、加入者の負担軽減という面と、今後の国保財政に与える影響を考えて検討したいと思います。

「A委員」

県は今後、保険料水準の統一を目指していると思いますが、引き下げに関して、県から指示とかあったのでしょうか。

「国保年金課長」

各市町村の税率に関して、そういったことはなく、あくまでも税率を決めるのは市町村だということです。

「A委員」

さきほどの未就学児の軽減の件ですが、国の補助金で令和4年度からということでしたが、本市の国保の条例とかを改正することで前倒しできたりするのでしょうか。

「国保年金課長」

条例を改正すればできます。子どものいる世帯にとって国保税の負担は重いことから、子どもの分について何割減免とかを行っている自治体もありますが、子どもの均等割の保険料を減免した場合、数千万円の税収不足になり、その分を高齢者の方々が負担することになりかねません。そういったことから国の制度の創設を待っていたところもあり、今回、国でも子育て支援という観点から、このような制度を実施することなので、大変良かったと思っています。

「A委員」

高齢者分から世代間移転ということがあると思いますが、そういう価値観に関して協議会に提案していただき話し合うことができれば、先進的な事例になるのではないかと考えています。

「会 長」

他にございませんか。

(な し)

【7 閉 会】

「会 長」

ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了したいと思います。ご苦労様でした。